

国と自治体が一体的に取り組む待機児童  
解消「先取り」プロジェクト〔待機児童  
ゼロ特命チーム〕について

【全国児童福祉主管課長会議・別冊資料】

平成 23 年 2 月 10 日（木）  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

## 【目 次】

実施方針【内閣府説明】	P 1
対象事業【厚生労働省説明】	
・ 安心こども基金事業 （保育所整備等の補助率嵩上げ、土地借料補助、 家庭的保育事業賃借料補助の引き上げ）	P 2
・ 子育て支援交付金（仮称）（案）事業	P 3
① グループ型小規模保育事業（仮称）（案）	P 3
② 認可外保育施設運営支援事業（仮称）（案）	P 4
・ 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）	P 5
内閣府通知	
実施方針	P 1 2
待機児童ゼロ計画	P 1 8
待機児童ゼロ計画（総括表）	P 2 3
参考資料（対象事業）	
参考 1 保育所緊急整備事業	P 2 5
参考 2 賃貸物件による保育所整備事業	P 3 2
参考 3 家庭的保育改修等事業	P 3 5
参考 4 グループ型小規模保育事業（仮称）（案）	P 4 0
参考 5 認可外保育施設運営支援事業（仮称）（案）	P 4 4
参考 6 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）	P 4 5
○ ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ （安心こども基金分）	P 4 6
○ 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消 『先取り』プロジェクト」具体的施策内訳	P 4 7

○ 平成23年度予算案等が国会審議中であることから、内容については、今後変更がありうるものです

## 1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト[待機児童ゼロ特命チーム]について

昨年10月に官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」においては、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、各都道府県等に対し情報提供し、1月15日に開催の「平成22年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」において、「先取り」プロジェクトの具体的施策の予算を含めた平成23年度予算案について情報提供したところである。

今般、実施方針及び対象事業の内容案等について情報提供するとともに、「先取り」プロジェクトの対象となる市区町村に対する周知を併せてお願いしたい。

### ○ 実施方針【内閣府説明】

既にご承知のことと思うが、昨年10月に官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」については、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、各都道府県等に対し情報提供したところである。

待機児童対策については、現在、昨年1月に策定した「子ども・子育てビジョン」を踏まえ、年約5万人増の保育サービスの拡大を図るため、その実現に向けた取り組みを図っているが、特に大都市部を中心に待機児童への対応は喫緊の課題となっている。このことから、子ども・子育て新システムの平成25年の施行を待たず、今、サービスを必要としている子ども・家庭に届くようにするため、菅総理の指示を受け、昨年11月に「待機児童解消『先取り』プロジェクト」がとりまとめられたものである。

この「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、

- ① 待機児童がいるから保育所を整備する「後追い」発想を転換し、潜在的な保育ニーズも「先取り」して積極的に待機児童解消に取り組む自治体と組み、
- ② 「子ども・子育て新システム」に向けて検討している新たな取組などを「先取り」して行うものである。

以下、実施方針のポイントについて説明するが、この「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、特に待機児童を多く抱える市区町村については、積極的な参加をお願いしたいと考えている。

### 【実施方針のポイント】

- ・ 実施方針 内閣府より各都道府県に通知
- ・ 実施主体 市区町村
- ・ 対象市区町村 原則として、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）であり、「待機児童ゼロ計画」を提出し、「先取り」プロジェクト対象事業を実施する市区町村
- ・ 「待機児童ゼロ計画」（潜在ニーズを踏まえた先取り発想）

（参考資料P6）

内 容 都道府県記載  
総括表  
市区町村提出の「待機児童ゼロ計画」様式（9）  
への意見記入

市区町村記載  
待機児童数  
待機児童が生じる要因  
解消に向けたこれまでの取組  
プロジェクト実施事業  
（か所数、保育サービス拡大量）  
保育所等整備計画  
平成29年度サービス利用率 など

提出先 内閣府  
切 平成23年2月28日  
審査 内閣府及び事業所管省  
結果通知 平成23年3月中に、内閣府より通知

### ○ 対象事業内容（案）【厚生労働省説明】 （参考資料P7）

平成23年度予算案等については、現在、国会で審議中であることから、子育て支援交付金（仮称）（案）対象事業については、今後、内容の変更等もありうることに留意願いたい。

### 【対象事業（案）のポイント】

- ・ 安心子ども基金の対象事業 （参考資料P8）  
「先取り」プロジェクト具体的施策の、施設整備費等の補助率嵩上

げ対象の拡大や土地借料補助の創設、及び家庭的保育事業実施のための賃借料の引き上げが対象となる。

また、「実施方針」と同様、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）、かつ、「待機児童ゼロ計画」を提出する市区町村であって、原則、財政力指数1.0未満の市区町村において、平成23年4月1日以降に開始する整備等事業を対象とする。

① 保育所整備等の国庫補助率嵩上げ対象市区町村の拡大

保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、家庭的保育改修等事業の3事業が対象（通常1/2→嵩上げ後2/3）

② 土地借料補助の創設

保育所緊急整備事業が対象（1施設あたり300万円を加算）

③ 家庭的保育事業実施のための賃借料補助の引き上げ

家庭的保育改修等事業（うち、家庭的賃借料補助事業）が対象  
（月額5万円 → 月額8万円）

・ **子育て支援交付金（仮称）（案）の対象事業**

「先取り」プロジェクト具体的施策の、複数の家庭的保育者による事業や児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設への助成が対象であり、具体的には、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）、かつ、「待機児童ゼロ計画」を提出する市区町村が実施する次の事業となる。

① **グループ型小規模保育事業（仮称）（案）の実施の要件**

（参考資料P9）

- ・ 複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施
- ・ 1グループは原則3人（対象児童9人）まで。ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人まで。
- ・ 家庭的保育者等の要件、経費等については、家庭的保育事業と同等
- ・ 補助基準額、補助率等は以下のとおり

名称	種目	基準額	対象経費	補助率
国と自治体が一体的に取り組む待機	グループ型小規模保育事業	(1) 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円	グループ型小規模保育事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に

児童解消 先取り プロジェ クト事業	<p>(2) 家庭的保育支援者経費</p> <p>ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合          家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円          (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、          2,263,000円。)</p> <p>イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合          家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円          (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、          1,131,000円)</p> <p>(3) 連携保育所又は実施保育所経費</p> <p>ア 基本分          1か所当たり年額800,000円          (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、          400,000円)</p> <p>イ 加算分          基本分に加え家庭的保育者1人につき次の          年額単価を加算 120,000円          (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、          場合は、60,000円)</p> <p>(4) 家庭的保育補助者経費          家庭的保育補助者を配置している家庭的保育          者について 児童1人当たり月額25,000円          ※ グループ内に家庭的保育補助者が配置され          ている、補助者を配置していない家庭的保          育者が担当する児童数は算定できない。</p>	対して 都道府 県が補 助する 場合 1/2
-----------------------------	--	---------------------------------------

② 認可外保育施設運営支援事業（仮称）（案）の実施の要件

（参考資料P10）

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う。

○実施要件

- ・定員20名以上
- ・施設設備、職員配置は、児童福祉施設最低基準を満たす  
(ただし、保育士が不足している等特段の理由がある市区町村においては、保育士数を満たす従事者のうち資格者が5割以上でありプロジェクト期間中に要件を満たすことを条件に事業を実施可能)

○補助基準額

安心こども基金における認定こども園事業費(幼稚園型の保育所機能部分)と同等となります

参考：乳児72千円、1・2歳児39千円、  
(月額) 3歳児15千円、4歳以上児12千円

○補助率

既に市町村より補助を受けている認可外保育施設

1/3 (都道府県1/3 市町村1/3)

上記以外の認可外保育施設

1/2 (都道府県1/4 市町村1/4)

・ **幼保連携型認定こども園の定員引き下げ(案)(参考資料P11)**

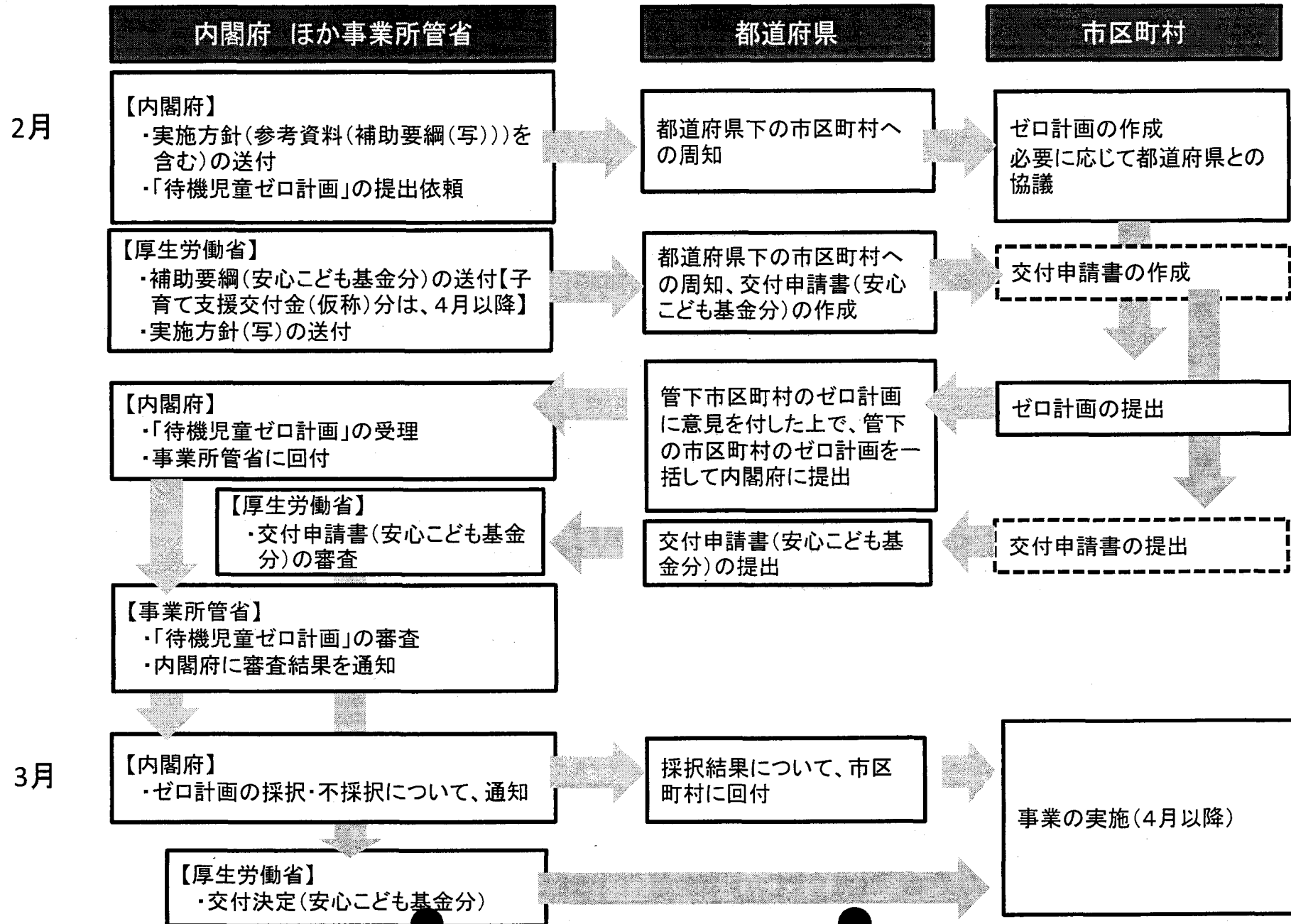
待機児童が多い地域に所在し、一定以上の3歳未満児を入所させるなど一定の要件を満たす場合に認可される小規模保育所に倣い、幼保連携型認定こども園のうち、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)において、「幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは保育所の定員は10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと」とされている幼保連携型特例認可保育所について、一定の要件に該当する保育所であって、幼稚園及び保育所の定員の合計数「60人以上」を「20人以上」へ引き下げて認可を受ける場合に対象となる。

○ 要件に該当する保育所

「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知)の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所

# ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ(安心こども基金分)

参考





# 具体的施策

〔所要見込額：総額200億円程度（安心子ども基金、平成23年度予算案）〕

## ①既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」の確保

### 〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施  
(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等  
(安心子ども基金)

### 〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ  
(文部科学省 23'予算案 私学助成:34億円)
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

### 新〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)

など

## ②「場所」の確保

### 〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)  
(安心子ども基金)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用  
(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)  
(安心子ども基金)

### 〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 新 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く  
(安心子ども基金)

- ・公園用地の活用

など

## ③「人材」の確保

### 〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

### 〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕 (厚生労働省23'予算案 委託費0.2億円)

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

### 〔保育労務環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

### 〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

など

# 「安心こども基金」保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、家庭的保育改修等事業 (補助率嵩上げ対象自治体)実施要領

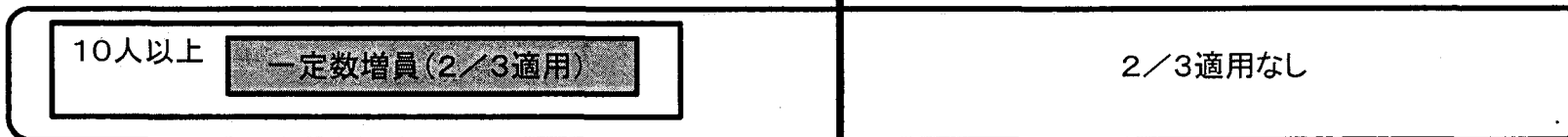
～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

	プロジェクト参加自治体	プロジェクト不参加自治体 (従来どおりの補助)	
財政力指数 1.0未満の 団体	<b>【補助率2/3適用要件】</b> ○ 待機児童10人以上 ○ 一定数増員(別表適用)なし ☆ 上記の要件を満たす 自治体が2/3を適用	<b>【補助率2/3適用要件】</b> ○ 待機児童10人以上 ○ 一定数増員(別表適用)あり ☆ 上記の要件を満たす 自治体が2/3を適用 (満たさない場合1/2)	地方交付税 交付団体
財政力指数 1.0以上の 団体(※)	<b>【補助率 1/2】</b> ☆ 財政力指数1.0以上の団体は 2/3の適用はなし ※ 但し、助成決定年度の前年度の財政力指数1.0未満の団体で、 助成決定年度の財政力指数が1.0以上の団体は含まない	<b>【補助率 1/2】</b> ☆ 地方交付税不交付団体は 2/3の適用はなし	地方交付税 不交付団体

【従 来】

地方交付税交付団体

地方交付税不交付団体



【プロジェクト参加自治体】

財政力指数1.0未満

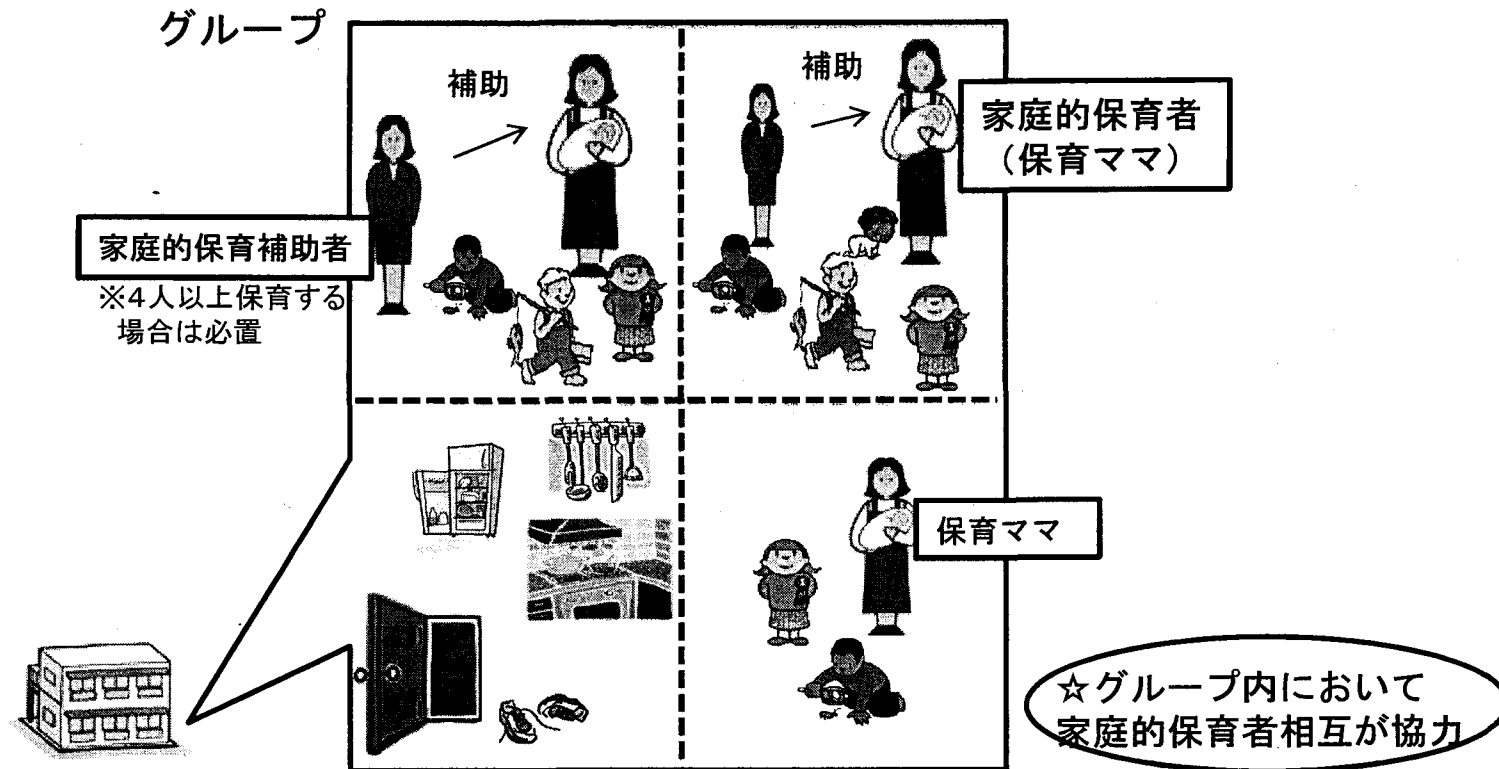
財政力指数1.0以上(※)



# グループ型小規模保育事業(案)

～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

- ・ 複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施
- ・ 1グループは原則3人（対象児童9人）まで。ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人まで。
- ・ 家庭的保育者等の要件、経費等については、家庭的保育事業と同等



# 認可外保育施設運営支援事業(案)

～国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

## ○実施要件

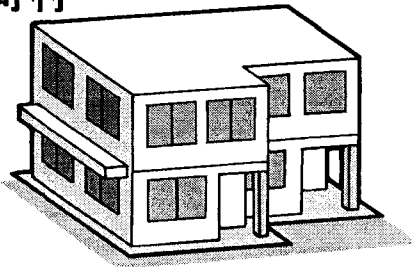
定員20名以上で、施設の設備は最低基準を満たすこと。

職員の配置は最低基準を満たすこと。ただし、保育士が不足している等特段の理由がある市町村においては、保育士数を満たす従事者のうち資格者が5割以上でありプロジェクト期間中に要件を満たすことを条件に事業を実施可能。

○補助基準額 安心こども基金 認定こども園事業費(幼稚園型の保育所機能部分)と同等

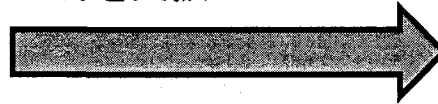
○補助率 ア. 既に市町村より補助を受けている施設 1/3 (都道府県1/3 市町村1/3)  
イ. ア以外の施設 1/2 (都道府県1/4 市町村1/4)

市町村



※ 市町村が行った支援に対し、国及び都道府県が補助

運営に要する費用の一部を支援



最低基準を満たす認可外保育施設

# 幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員等について(案)

## 従来の幼保連携型認定こども園(主なケース)

定員60人以上の保育所と幼稚園で構成する認定こども園

小規模保育所と幼稚園で構成する認定こども園  
(保育所は、「小規模保育所の設置認可等について」第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する小規模保育所(定員20人以上))

幼保連携型特例認可保育所と幼稚園で構成する定員の合計が60人以上の認定こども園

幼保連携型特例認可保育所と幼稚園で構成する定員の合計が20人以上の認定こども園  
(保育所は、「小規模保育所の設置認可等について」第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する保育所(定員20人未満))

## 新たに認められる幼保連携型認定こども園

(保育所は、「小規模保育所の設置認可等について」第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する保育所(定員20人未満))

幼稚園

一般保育所  
定員  
60人以上

幼稚園

小規模保育所  
定員20人以上

幼稚園

幼保連携型特例認可保育所  
定員10人以上

幼稚園

幼保連携型特例認可保育所  
定員10人以上

※「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第3に規定する保育単価を適用

※「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知)第1の2に規定する保育単価を適用

※「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育単価等について」(平成21年7月9日雇児発0709第5号局長通知)に規定する保育単価を適用

※「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育単価等について」(平成21年7月9日雇児発0709第5号局長通知)に規定する保育単価を適用

府政共生第 82 号  
平成 23 年 2 月 8 日

各都道府県 少子化施策主管部（局）長

待機児童ゼロ特命チーム事務局長  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
（公印省略）

待機児童ゼロ特命チーム「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」の実施方針に基づく「待機児童ゼロ計画」について（依頼）

平素より、子ども・子育て支援について、積極的な取組をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年 11 月 29 日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめ、情報提供させていただいたところです。その実施方針について、別添のとおり定めましたので、管下市区町村（指定都市及び中核市を含む。以下、同じ。）に依頼するとともに、管下市区町村作成の「待機児童ゼロ計画」について取りまとめ等を行っていただいた上で、平成 23 年 2 月 28 日（月）までに、下記担当宛てに提出ください。

引き続き、待機児童解消に向けて、ご尽力賜りますよう、また、本プロジェクトに積極的に対応くださいますよう、心からお願い申し上げます。

〔ご参考〕

○待機児童ゼロ特命チーム ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/taikijidou/>

本件連絡先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

参事官（少子化対策担当）付 中村、松田

電 話：03-3581-9721

メールアドレス：akie.nakamura@cao.go.jp（中村）

koji.matsuda@cao.go.jp（松田）

## 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト 実施方針

「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（平成22年11月29日、待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ）を実施するため、以下のとおり実施方針を示す。

### 1 事業名

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業  
（以下、「『先取り』プロジェクト事業」という。）

### 2 「『先取り』プロジェクト事業」の実施主体

市区町村

### 3 「『先取り』プロジェクト事業」の対象となる市区町村

原則として平成22年10月1日現在における待機児童数が10人以上であり、5に定める「待機児童ゼロ計画」を提出し、4（1）に定める事業を実施する市区町村を対象とする。

### 4 「『先取り』プロジェクト事業」の対象となる事業、実施方法

#### （1）「『先取り』プロジェクト事業」の種類

「『先取り』プロジェクト事業」として実施する事業の種類は、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基

づき、各省庁が所管する次の事業とする。

(参照：参考資料(参考1～6))

ア 保育所緊急整備事業

平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省  
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運  
営について」の別添1「保育所緊急整備事業」の3(3)の事業

イ 賃貸物件による保育所整備事業

平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省  
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運  
営について」の別添2「賃貸物件による保育所整備事業」の3(2)  
の事業

ウ 家庭的保育改修等事業

平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省  
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運  
営について」の別添6「家庭的保育改修等事業」の3(2)の事業

エ グループ型小規模保育事業(案)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出予定の「子育て支  
援交付金の交付対象事業等について」の別添1「国と自治体が一体的  
に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱」の1.  
グループ型小規模保育事業



## オ 認可外保育施設運営支援事業（案）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出予定の「子育て支援交付金の交付対象事業等について」の別添1「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱」の2.  
認可外保育施設運営支援事業

## カ 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）

平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知「保育所の設置認可等について」の第1の2の（1）のただし書きの適用により、幼保連携型特例認可保育所の認可を受ける場合（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の（2）のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所に限る）

## キ 幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み

「私立幼稚園における預かり保育の拡充」は、都道府県が行う私学助成に対する国庫補助（私立高等学校等経常費助成費補助金）であり、別途交付決定手続きを行うものである。

※「エ グループ型小規模保育事業（案）」及び「オ 認可外保育施設運営支援事業（案）」については、平成23年度予算案等が国会審議中のため、送付案に変更が生じる可能性がある。

## (2) 「『先取り』プロジェクト事業」の実施方法

市区町村は、原則として、上記（1）の事業のうち、複数を組み合わせて実施するものとする。

## 5 「待機児童ゼロ計画」の提出先等

### (1) 「待機児童ゼロ計画」の提出先

市区町村は、『先取り』プロジェクト事業を実施しようとする場合、別に定める様式（「待機児童ゼロ計画」〈様式1〉）により、都道府県を通じて、「待機児童ゼロ計画」を内閣府に対し提出しなければならない。（併せて、都道府県においては、「待機児童ゼロ計画」の総括表を別に定める様式（「待機児童ゼロ計画」総括表〈様式2〉）により作成、提出すること。）

内閣府は、都道府県から提出された「待機児童ゼロ計画」を、4（1）の事業を所管する全ての省（以下「事業所管省」という。）に速やかに送付するものとする。

### (2) 「待機児童ゼロ計画」の審査及び採択の通知

「待機児童ゼロ計画」の審査は、内閣府及び事業所管省において実施し、事業所管省においては、その結果について速やかに内閣府に対し報告するものとする。内閣府は、事業所管省からの報告を踏まえ、速やかに都道府県を通じて、「待機児童ゼロ計画」の採択又は不採択の通知を行うものとする。

なお、事業所管省において平成23年度の個別事業ごとの交付申請を審査するにあたり、当該事業の予算の範囲を超える申請があった場合は、当該事業による保育サービスの供給増の規模等に基づき行うこととする。

(3) 交付申請等（事業実績報告を含む）

市区町村においては、4（1）の事業（ただし、カ、キを除く）について、事業所管省の交付要綱等に定める手続き等により、申請等を行うものとする。

(4) 「『先取り』プロジェクト事業」のフォローアップ

平成 23 年度途中において、各市区町村における「『先取り』プロジェクト事業」の実施状況について、都道府県を通じてフォローアップを行う予定である。

( 様式1 )

### 「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」 「待機児童ゼロ計画」

記入にあたって記入欄では足りない場合は、セルの幅を広げていただくか、任意の様式で別紙を添付していただくなどをし、セルの行列は、集計の都合上変更しないでください。

市区町村名
課・係名
担当者名
電話番号

(1) 平成22年10月1日現在の待機児童数

(2) 平成18年～平成22年の待機児童数の推移（4月1日現在）

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年

(3) 貴市区町村において、待機児童が生じる要因について、該当すると判断されるもの全てに1を記入し、その他についてはその内容を記入してください。

- ①女性の就業率の上昇による保育需要の増大
- ②人口増加・流入に伴う就学前児童数の急激な増加
- ③マンション建設などによる特定地域における急激な需要増に一時的に供給が追いつかない地域がある。
- ④その他 ※その他の場合は下欄に内容を記入してください。

(4) -1 これまで（平成18年度～平成22年度の過去5年間）に待機児童解消へ向けて実施した取組について、あてはまるもの全てに1を記入してください。

- ①保育所の新設
- ②既存保育所の定員増
- ③既存保育所の分園設置
- ④既存保育所の定員弾力化による増
- ⑤地方単独事業による認可外保育施設（いわゆる保育室）の新設
- ⑥地方単独事業による既存の認可外保育施設（いわゆる保育室）の定員増
- ⑦家庭的保育（保育ママ）事業の強化
- ⑧事業所内保育施設の設置の奨励
- ⑨幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み
- ⑩その他

(4) -2 上記の取組について、記載例を参考に年度ごとにその内容を記載ください。

(例：保育所の新設2か所 定員増120名（平成18年度）、既存保育所の定員増5か所 定員増50名（平成19年度）

(5) 児童福祉法第56条の8に定める市町村保育計画策定の状況について、記入してください。(年月をご記入ください。)

【平成22年度】

- ・ 策定済  → 計画終了年月
- ・ 策定予定あり  → 計画終了年月
- ・ 見直し予定  → 見直し後の計画終了年月
- ・ 現計画策定の時期  → 現計画の終了年月
- ・ 策定の予定未定 (未定理由を下記に記入)

【平成23年度】

- ・ 策定済  → 計画終了年月
- ・ 策定目標  → 計画終了年月
- ・ 見直し予定  → 計画終了年月
- ・ 現計画策定の時期  → 現計画の終了年月
- ・ 策定の予定未定 (未定理由を下記に記入)

(6) 今回のプロジェクト実施による、以下の各保育サービスの実施か所数及び拡大量

実施する事業 (実施する事業に○を記載 (⑥、⑦については実施意向のある事業に○を記載) )		実施か所数 (か所)	保育サービス拡大量 (人)
<input type="checkbox"/>	① 保育所緊急整備事業		
<input type="checkbox"/>	② 賃借物件による保育所整備事業		
<input type="checkbox"/>	③ 家庭的保育改修等事業		
<input type="checkbox"/>	④ グループ型小規模保育事業(複数の家庭的保育者による保育事業)		
<input type="checkbox"/>	⑤ 認可外保育施設運営支援事業		
<input type="checkbox"/>	⑤' ⑤のうち、事業所内保育施設に関するもの		
<input type="checkbox"/>	※認可外保育施設運営支援事業による補助を受けることで、追加的に実施する認可保育所等整備		
<input type="checkbox"/>	⑥ 幼保一体型認定こども園の定員引き下げ		
<input type="checkbox"/>	⑦ 幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み		

※「グループ型小規模保育」及び「認可外保育施設運営」は23年度予算案等が国会審議中のため、送付案に変更が生じる可能性あり。

※「※認可外保育施設運営支援事業による補助を受けることで、追加的に実施する認可保育所等整備」の欄には、「認可外保育施設運営支援事業」の実施により既存の地方単独事業の実施に要する経費が軽減される場合に、その軽減額分を充てて追加的に実施する他の保育サービスの拡大量について記入してください。

※「幼保一体型認定こども園の定員引き下げ」及び「幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み」について、実施か所数及び保育サービス拡大量(新規利用児童数)は、各市区町村で把握可能な範囲で記入してください。

(7) 待機児童解消に向けた今後の取り組み(今回のプロジェクト実施による保育サービス拡大量は除く)

(8) 就学前児童及び保育所等の状況(別紙2に記入して下さい。)

(9) 都道府県の意見等を記入して下さい。

「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」  
「待機児童ゼロ計画」

(8) 就学前児童及び保育所等の状況

就学前児童及び保育所等の状況

	H21. 4. 1	H21. 10. 1	H22. 4. 1	H22. 10. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
<b>A 就学前児童数 (人)</b>	0	0	0	0	0	0	0
0歳児							
1歳児							
2歳児							
3歳児							
4歳児							
5歳児							
<b>B 保育所数 (か所)</b>	0	0	0	0	0	0	0
<b>公立</b>							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
<b>うち、分園</b>							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
<b>私立</b>							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
<b>うち、分園</b>							
うち当該年度における整備施設数							
うち当該年度における廃止施設数							
<b>C 保育所定員 (人)</b>	0	0	0	0	0	0	0
<b>公立</b>	0	0	0	0	0	0	0
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
<b>うち、分園</b>							
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
<b>私立</b>	0	0	0	0	0	0	0
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
<b>うち、分園</b>							
(うち当該年度における施設整備による定員増)							
(うち当該年度における施設廃止等による定員減)							
<b>3歳未満児</b>	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
<b>3歳以上児</b>	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							

(8) 就学前児童及び保育所等の状況

就学前児童及び保育所等の状況

	H21. 4. 1	H21. 10. 1	H22. 4. 1	H22. 10. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
D 保育所入所児童数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	0
0歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
1歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
2歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
3歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
4歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
5歳児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
Dのうち定員弾力化による入所児童 (人)	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
3歳以上児	0	0	0	0	0	0	0
公立							
私立							
E 地方単独事業のいわゆる保育室 (か所)							
うち、認可保育所の基準を満たしている施設数 (か所)							
F 地方単独事業のいわゆる保育室の定員 (人)	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児							
3歳以上児							
G 地方単独事業のいわゆる保育室利用児童数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
3歳未満児							
3歳以上児							
H 家庭的保育者数 (グループ型小規模保育を含む) (人)							
うち、国庫補助事業対象							
I 家庭的保育利用児童数 (グループ型小規模保育を含む) (人)							
うち、国庫補助事業対象							

(8) 就学前児童及び保育所等の状況

就学前児童及び保育所等の状況

	H21. 4. 1	H21. 10. 1	H22. 4. 1	H22. 10. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1
J 待機児童数(人)	0	0	0	0			
0歳児							
1歳児							
2歳児							
3歳児							
4歳児							
5歳児							
待機児童発生率 [J/(D+J) %]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
0歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
1歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
2歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
3歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
4歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
5歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
保育に欠ける率 [(D+J)/A %]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
0歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
1歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
2歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
3歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
4歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
5歳児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
人口に占める定員率 [C/A %]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
3歳未満児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
3歳以上児	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

平日昼間の保育サービスについて (※)

	3歳未満児		3歳以上児		
	①認可保育所	②保育5サービス	①認可保育所	②保育5サービス	③保育6サービス
平成29年度					
サービス利用率 (%)					
ニーズ量 (人)					
目標事業量 (人)					

(注1) 平成22年10月1日までは実績を記入し、平成23年4月1日以降は予定(見込)数を記入すること。  
市町村保育計画の見直し等を行っており、予定(見込)数の予測が困難な場合は、その旨記載すること。  
また、市町村保育計画等、数値の根拠となる参考資料を添付すること。

(注2) 公立・私立は、設置主体で区分すること。

(注3) 「Dのうち定員弾力化による入所児童数」は、DからCを引いたものではなく、  
各保育所において定員を超えて入所させている児童数の合計を記入すること。

※次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画策定時に算出した数値を記入すること。

(②保育5サービス・・・認可+家庭的保育+事業所内保育+認証・認定+その他、保育6サービス・・・③+幼稚園の預かり保育)



( 様式 2 )

「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」  
「待機児童ゼロ計画」総括表

都道府県名 \_\_\_\_\_  
 課・係名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

○ 「先取り」プロジェクト実施事業

※ 市区町村名、待機児童数(様式1(1))を記入の上、「平成29年度における昼間の保育サービスについて」の列の上段にサービス利用率(%)、  
 下段に目標事業量(人)を、実施予定事業名の列の上段に実施か所数(様式1(6))を、下段に各保育サービスの拡大量(様式1(6))を、  
 それぞれ記入すること。(実施予定事業は実施方針4(1)に定める事業)

※ 「認可外保育施設運営」については、当事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される施設について、当該経費を  
 他の待機児童解消施策に充てる場合、施設数に○をすること。(参考資料の参考5(5)「留意事項」関係)

(「グループ型小規模保育」及び「認可外保育施設運営」は23年度予算案等が国会審議中のため、送付案に変更が生じる可能性あり。)

※ 「幼保連携型認定こども園定員引き下げ」と「幼稚園の預かり保育推進のための市区町村の取り組み」は実施意向がある場合は、上段に○を記入すること

※ 次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画策定時に算出した数値を記載すること。

(保育5サービス・・・認可+家庭的保育+事業所内保育+認証・認定+その他、保育6サービス・・・保育5サービス+幼稚園の預かり保育)

記載例 →

市区町村名	待機児童数 (22.10.1現在)	平成29年度における昼間の保育サービスについて					保育所緊急 整備	賃貸物件に よる保育所 整備	家庭的保育 改修等	グループ型 小規模保育	認可外保育 施設運営	幼保連携型 認定こども 園定員引き 下げ	幼稚園の預 かり保育推 進のための 市区町村の 取り組み
		認可保育所 (3歳未満 児)	保育5サー ビス(3歳 未満児)	認可保育所 (3歳以上 児)	保育5サー ビス(3歳 以上児)	保育6サー ビス(3歳 以上児)							
内閣市	30					3			2	④			
						180			18	80			
合計													

記載例 →

※ 市区町村が多い場合は、適宜、行を増やして記載願います